



市民主体のまちづくり みんなで創る名寄の未来

名寄市のまちづくりの基本となる自治基本条例を
条文ごとにわかりやすく説明します

目次

前文
第1章 総則（第1条―第4条）
第2章 まちづくりの基本原則（第5条―第10条）
第3章 市民の権利、役割及び責務（第11条・第12条）
第4章 議会の役割及び責務（第13条・第14条）
第5章 市長等の役割及び責務（第15条―第17条）
第6章 行政運営の基本（第18条―第24条）
第7章 基本原則によるまちづくりの推進（第25条―第34条）
第8章 条例の見直し（第35条）

■前文

私たちが住む名寄市は北（きた）北海道の中央に位置し、天塩川と名寄川に育まれた肥沃な大地と寒暖差の大きい気候は豊かな自然と農産物を産み、また、澄みきった大気は美しい満天の星空を私たちに贈ってくれました。そしてなによりも北国の厳しい自然

は、人の優しさと智慧、共生のこころを育みました。私たちが名寄市民は、先人から受けついだ宝であるこの優しさと智慧を生かして、未来を担う子や孫の世代のためにこの豊かな自然環境を守り、自然と共生するまちをつくり、また、すべての市民がいつまでも安心して心豊かに暮らせるまち、福祉と教育のまちをつくり、そして名寄市が、地球上のすべての人類の幸福と平和に寄与するまちになり、新しい時代にふさわしい地域社会の模範になることをめざします。そのためには、私たち市民一人ひとりが地方自治の本質を理解し、まちづくりの主体は市民であることを自覚して、主体的、能動的にまちづくりに参加することが大切です。同時に、主権者である市民から信託を受けた市長及び議会は、市民の基本的人権を守るとともに、市民が持つ創造性や知識、感性を尊重し、市民と連携・協力してまちづくりを進めなければなりません。また、名寄市は、独立した自治体として、主体的にまちづくりに取り組む

自主、自立の理念を持つことが必要です。このような基本理念に基づいて私たちがまちづくりを進めるためには、市民と議会、市長等がまちづくりに必要な情報を共有すること、そして市民がまちづくりに主体的に参加できる権利と機会が制度的に保障されなければなりません。そのために、私たちはここに名寄市の最高規範としてこの条例を制定します。

▽▼▽解 説△▲△

前文では、本条例で目指すまちの姿やまちづくりの理念や基本的な考え方を明らかにしています。第1段落は、名寄の特色を生かして、今後どのようなまちづくりを目指していくのかを示し、まちづくりの目標、意気込みを表しています。第2段落は、市民と市長及び議会が自覚すべきまちづくりの基本理念を示すとともに、まちづくりへの主体的・能動的な「市民参加」のほか、市民と市長及び議会との「連携・協力」や、市が自治体として自主・自立の理念を持ち、主

体的にまちづくりに取り組むこととの必要性を示しています。

第3段落では、市民が主体のまちづくりを進めるため、市民と議会および市長等との「情報共有」のほか、市民参加の権利と機会が制度的に保障されなければならぬとし、そのことを具体的に示す最高規範として本条例を制定するとしています。

■第1章 総則

目的

第1条 この条例は、名寄市におけるまちづくりの基本理念及び原則を明らかにするとともに、まちづくりの基本事項を定め、また市民の権利と責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割と責務を明らかにすることによって、本来の地方自治の理念に適合（かな）った市民主体のまちづくりを実現することを目的とする。

▽▼▽解 説△▲△

本条では、この条例が、市民の考えに基づいて行われる「市民主体

のまちづくり」の実現を目的としていることを定めています。

「本来の地方自治の理念」とは、憲法92条の「地方自治の本旨」に示されるように、市民の意思と参加に基づいて行政を行う理念（住民自治）と、国から独立した自治体としてまちづくりに取り組む自主・自立の理念（団体自治）の2つの要素を含むものです。

ここでは、その理念に合ったまちづくりの実現に向けて、この条例において「市民、議会、市長等」が果たすべき役割や責務を定め、互いに理解し合いながら連携・協力したまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるものとしています。

なお、「名寄市」とは、自治体としての「名寄市」を示しているほか、地理的な概念としての「地域」、そこに住む「市民」、選挙によって選ばれた「議員」や「市長」を含んでいます。

さらに、「その他の執行機関」とは、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会等の市の行政機

関のほか、法律や条例で定める審議会等を指しています。

定義

第2条 この条例において「市民」とは、市内に居住する者、市内で働き、若しくは市内の学校で学ぶ者又は市内においてその他の様々な活動を行う者若しくは団体をいう。

2 この条例において「市」とは、議会及び市長等をいう。

3 この条例において「まちづくり」とは、市政を含め、住み良いまちを実現するために行われる市民活動の全体をいう。

4 この条例において「コミュニティ」とは、町内会など市内の特定の地域に根ざし、その特性を生かしたより良い地域づくりにかわる集団又は組織をいう。

▽▼▽解 説△▲△

本条では、この条例で使用する用語の意味を説明しています。

第1項の「市民」とは、「市内に住んでいる者、市内で働く者、学校で学ぶ者」とするほか、まちづくりに関わるボランティア団体や市民団体等も含んでいます。このように、多くの人々の知識や経験を生かしながら市全体が一体となったまちづくりを進めていくため、「市民」の範囲を広く定めています。

第2項の「市」とは、市民から選挙により信託を受けた議員で構成される「議会」と市長を代表とする行政（その他の執行機関や職員を含む）と定義しています。

第3項の「まちづくり」とは、イベント等のように狭い意味ではなく、市が担う活動である「市政」も含んだ「住み良いまちを実現するための」活動全体と定義しています。

第4項の「コミュニティ」とは、町内会や地域連絡協議会など、日常的なつながりを持つ地縁団体や地域性を重視した団体と定義しています。

まちづくりの基本理念

第3条 市民は、まちづくりについて考え、決定し、行動する権利を有する。

2 市民が主体のまちづくりをするためには、市民及び市がまちづくりに関する情報を共有し、かつ、互いに連携・協力することが不可欠である。

3 名寄市は、独立した自治体として国、北海道及び他の自治体に対して自主、自立の立場を堅持すると同時に、互いに連携・協力してまちづくりを進めるものとする。

▽▼▽解 説△▲△

本条では、市民主体のまちづくりを実現するための基本的な考え方を示す「基本理念」を定めています。

第1項では、市民自らが、まちづくりの主体であることを自覚しながら、主体的・能動的にまちづくりに参加する「市民参加」の権利が保障されることを定めています。

第2項では、市民が主体のまちづくりに向けて、市民と議会、市長等が「情報共有」を行いながら、「連携・協力」していくことの必要性を定めています。(住民自治)

第3項では、名寄市が、国、北海道及び他の自治体から独立し、自主的な考え方や判断に基づきまちづくりを進めるとともに、広域的な課題解決など、必要に応じて互いの連携・協力によるまちづくりを進めていくことを定めています。(団体自治)

条例の位置づけ

第4条 この条例は名寄市の最高規範であり、市は総合計画その他のまちづくりに関する計画の策定及び条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

▽▼▽解 説△▲△

この条例は本市のまちづくりの基本理念や原則などを定めるものであり、まちづくりに関する計画の策定や条例・規則等の制定改廃にあたり、条例の趣旨を最大限に尊重しなければならぬという「最高規範性」を表わしています。



■第2章

まちづくりの基本原則

市民参加

第5条 まちづくりは、市民の参加によって行われるものとする。

2 市は、市政に関する企画立案、実施及び評価の各段階において、市民参加を保障しなければならない。

3 市民参加においては、すべての市民は、性別、国籍、年齢、心身の状況、社会的経済的環境等の違いにかかわらず、平等な権利を有するものとする。

▽▼▽解 説△▲△

本章では、第3条の「基本理念」に基づいてまちづくりを進める

ための「基本原則」を定めています。基本原則は、「市民参加」「情報共有」「連携・協力」「コミュニティ自治」「自主自立の市政運営」の5つの柱で構成されています。本条では、「基本理念」で定めている「市民参加」について、具体的にその考え方を定めています。なお、「市民参加」とは、市民が身近なまちづくりへ主体的に関わることでなく、市の施策や計画の立案に公募委員として関わることや、パブリックコメントなどへの意見提出などを通じ意見反映するなど、市政決定の過程に市民が参加することをいいます。

第1項及び第2項では、市民が主体的にまちづくりに参加できるための権利と機会を制度的に保障するほか、まちづくりに関する施策においては企画立案のみならず、実施や評価の各段階においても、市民の意見が適切に反映されるよう保障することを定めています。

第3項では、市民がまちづくりに参加する際には、互いに平等であ

り、条件や立場などによって不利益を受けることがないことを定めています。

**子ども及び青少年の
まちづくりへの参加**

第6条 子ども及び青少年は、それぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参加する権利を有する。

2 市民及び市は、子ども及び青少年がまちづくりに参加できるように配慮するものとする。

▽▼▽解 説△▲△

本条では、前条の市民参加の原則を補足し、子どもや青少年のまちづくりに参加する権利について定めています。

なお、「子ども及び青少年」の定義については、各法令等で様々な年齢要件を規定していますが、ここではそれぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参加することが望ましいことから、その範囲を明確に定めていません。

また、第2項では、将来のまちづくりの担い手となる子どもや青

少年の参加は、まちづくりにおける大きな財産となることから、子どもの権利条約の理念を踏まえ、この条例においてその権利を保障し、まちづくりに参加できるように配慮するものとしています。

情報共有

第7条 市民は、まちづくりに必要な情報を市から提供を受け、及び自ら取得する権利（以下「知る権利」という。）を有する。

2 市民は、まちづくりに必要な知識を得るための学習の機会及び場を確保する権利（以下「学ぶ権利」という。）を有する。

3 市は、前2項に規定する市民の権利を尊重しなければならぬ。

4 市は、市政に関する意思決定の過程を市民に明らかにしなければならぬ。

5 市は、まちづくりに関する情報を積極的かつ速やかに市民に提供し、及びわかりやすく説明する責務を負う。

6 市は、市民がまちづくりに必要な知識を得るための学習環境

を整備するよう努めなければならない。

▽▼▽解 説△▲△

本条では、第3条の「基本理念」で定義された「情報共有」について、さらに具体的にその考え方を示しています。

「市民主体のまちづくり」を実現するには、まちづくりに関する様々な情報や市の考えなどが、市民に対して十分に提供され説明されていなければならないことから、ここでは「情報共有」に関する市民の権利および市の責務を定めています。

第1項から第3項では、まちづくりへの市民参加を保障するためには、まちづくりに関する情報共有が不可欠であることから、市民が「知る権利」及び「学ぶ権利」を有すること及び市がその権利を尊重しなければならないことを定めています。

第4項では、「情報公開」に関する基本的な考え方を示し、市が透明性の高い行政運営を確保するとともに、市政に関する情報等を

市民に明らかにすることを義務づけています。

また、第5項では、「情報提供」に関する基本的な考え方を示し、

市は市民に対しまちづくりに関する情報を積極的かつ速やかに提供するほか、市民理解を得るためにわかりやすい情報を提供する責務があることを定めています。

第6項では、「学ぶ権利」を保障するため、学習環境を担保する市の努力義務を定めています。

連携・協力

第8条 市民及び市は、それぞれの役割及び責任を分担し、相互理解のもと、連携・協力してまちづくりを進めるものとする。

▽▼▽解 説△▲△

本条では、第3条の「基本理念」で定義された「連携・協力」について、さらに具体的にその考え方を示しています。

「市民、議会、市長等」がそれぞれ役割と責務を自覚し、互いの自主性や自立性を尊重するとともに

に、一体となったまちづくりを進めていくため、「連携・協力」が必要であることを定めています。



コミュニティ自治

第9条 市民及び市は、地域の特性をふまえ、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しなければならない。

▽▼▽解 説△▲△

市民主体のまちづくりにおいて、コミュニティが果たす役割は大きいことから、「コミュニティ自治」を基本原則の一つとしていま

す。

コミュニティには市町村のような地方自治体も含まれますが、ここでは町内会、ボランティア団体など、住民が生活や活動をしている場所や住民相互の交流により構成される地域社会である地域コミュニティについて定義しています。

コミュニティは、市民にとって最も身近な相互交流や情報共有が行われる場であり、地域特性を踏まえたまちづくりの基盤をなすものであることから、本条では、市民や市はそのコミュニティによるまちづくりを十分に尊重しなければならないと定めています。

自主自立の市政運営

第10条 名寄市は、国から独立した自治体として、このまちの地域的特性及び市民の利益を最重視する立場から、国に対して、まちづくりに関する正当な自らの権利を主張し、意見を表明するものとする。

▽▼▽解 説△▲△

第3条の「基本理念」で定義された「団体自治」について、国との関係性を具体的に示しています。本条では、国と地方の関係が対等であることを踏まえ、市民にとって最も身近な存在である自治体として、地域特性や市民の利益を重視し、国から独立した立場でまちづくりを進め、必要に応じ国に対し権利や意見を主張していくことを定めています。

市民の権利及び役割

第11条 市民は、まちづくりに参加する権利、知る権利及び学ぶ権利に基づいて、自らの意思により主体的にまちづくりに参加するものとする。

2 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して自治を推進するものとする。

▽▼▽解 説△▲△

本章では、まちづくりの担い手である「市民」の権利と役割、責務について定めており、本条では、市民の権利と役割について定め

ています。

第1項では、これまで第3条の「基本理念」や第2章の「基本原則」で示された「市民参加」と「情報共有」の権利に基づき、自発的な意思によりまちづくりへ参加するものとしています。

第2項では、まちづくりにおいては、市民自らがその主体であることを自覚するとともに、多様な価値観が存在することを踏まえ、市民が互いの意思を尊重し、連携・協力によるまちづくりを進めることを定めています。

市民の責務

第12条 市民は、まちづくりについて考え、決定し、行動するに当たって、市民全体の福祉や次の世代への責務を考慮するとともに、自らの発言と行動に責任をもつものとする。

2 市民は、まちづくりの適切な運営のための相応の負担を引き受けるものとする。

▽▼▽解 説△▲△

本条では、市民の責務について定

めています。

第1項では、市民が自発的な意思によりまちづくりへ参加するにあたっては、公共的な視点に立つて市民全体の福祉の向上及び市の未来や次世代への影響について考慮するとともに、自らの発言と行動に責任をもつよう定められています。

第2項では、より良いまちづくりを進めるためには、市民の責務として「相応の負担」があることを定めています。

相応の負担とは、納税の義務のほか、安全安心のための活動などに参加するといった自発的な役務の提供などを示しています。

■第4章

議会の役割及び責務

議会の役割及び責務

第13条 議会は、直接選挙によって選ばれた議員により構成される、名寄市の意思を決定する機関として、総合的視点と展望を持って、自らの責任を果たさなければならぬ。

2 議会は、市長等の行政活動を

監視する機関として、その役割を果たすとともに機能の充実強化に努めなければならない。

3 議会は、立法機能の強化に努め、自ら積極的に政策立案を行うよう努めるものとする。

4 議会は住民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を的確に把握し、政策の形成に反映させなければならない。

5 議会は、議会の審議や活動に関する情報を積極的に市民に公開するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けなければならない。

▽▼▽解 説△▲△

本章では、「議会」の役割・責務について定めています。なお、議会運営の基本事項等については、「名寄市議会基本条例」で別に定めています。

議会は、直接選挙により選ばれた議員で構成され、地方自治を担う二元代表制の一翼を担っています。本条では、議会の役割・責務として、市政運営が適正に行われているかを監視する役割のほか、

条例の制定や改廃、予算・決算の議決などの市政の重要案件について、審議や議決を行う役割を定めています。さらに、市民の声を反映して積極的な政策立案を行うことを明記し、立法機能を強化するよう定めています。また、議会での審議内容や様々な活動状況を公開し、市民との情報共有を図りながら、透明性が高く市民に開かれた議会運営に努めるよう定めています。



議員の役割及び責務

第14条 議員は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行

するものとする。

2 議員は、まちづくりに市民の意思を反映させるとともに自らの政策形成能力を高めるため、常にまちづくりに関する情報収集及び調査研究に努めなければならない。

▽▼▽解 説△▲△

本条では、議会を構成する「議員」の役割・責務を定めています。直接選挙により選ばれた議員は、

市民の代表としてその信託に応える必要があります。議員の役割・責務として、市民の声を市政に反映させるため、積極的な市民との対話により、地域課題や市民意見を把握し議員活動に反映させるよう定めるほか、その活動の充実を図るため、自らの政策形成能力を高め、日頃から情報収集や調査研究に努めるよう定めています。

■第5章

市長等の役割及び責務

市長の役割及び責務

第15条 市長は、名寄市の代表

として市民の信託に応え、地方自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政の運営に当たらなければならぬ。

▽▼▽解 説△▲△

本章では、「市長等」の役割・責務について定めています。

直接選挙により選ばれた市長は、市民の代表としてその信託に応える必要があります。本条では、市長の役割・責務として、条例の基本理念や基本原則等に基づき、地方自治の理念に適った市民主体のまちづくりの実現に向けて、公正かつ誠実に市政運営を行うよう定めています。

市長等の役割及び責務

第16条 市長等は、市民への説明責任を果たすため、常にまちづくりに関する考えを市民に明らかにしなければならぬ。

2 市長等は、常に市民の声に耳を傾け、誠実に対応するとともに、市民の意思を的確に把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。

3 市長その他の任命権者は、職員の適切な登用及び配置に努めるとともに、職員の能力の開発及び育成に努めなければならない。

▽▼▽解 説△▲△

本条では、「市長等」（市長と教育委員会等の執行機関）の役割・責務について定めています。

第1項と第2項では、市長等は、まちづくりに関する情報や考え方を市民に明らかにし、透明性の高い行政運営を確保するほか、政策の立案や実施、総合計画の策定等において市民の意見が適切に反映されるよう努めることを定めています。

第3項では、市長等は、円滑な行政運営を進めるため、適材適所の職員配置を行うとともに、職員の能力開発や人材育成を図り、効率的な行政運営に努めることを定めています。

なお、「市長その他の任命権者」とは、市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、代表監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、病院

事業管理者等を指します。

市職員の役割及び責務

第17条 市職員は、市民全体の奉仕者としての自覚をもち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、まちづくりの専門スタッフとしての自覚をもち、自らの職務上の能力の向上に努めなければならない。

3 市職員は、まちづくりにおける市民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。

▽▼▽解 説△▲△

本条では、市職員の役割と責務について定めるとともに、具体的な職員像を示しています。

第1項では、市職員が行政運営に携わり職務を遂行するうえでの心構えを定めています。なお、市職員の服務については、憲法や地方公務員法において、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、市長その他の任命権者

のもとで職務を遂行するものと規定されています。

第2項では、市職員は、特定の分野に限らず広い視野に立つてまちづくりを行う専門スタッフとしての自覚をもちながら、必要な知識や技術を身につけて能力向上に努めるよう定めています。

第3項では、市職員は、市民が互いに連携・協力したまちづくりを進めていくための環境づくりや支援に努めるよう定めています。

第6章 行政運営の基本

行政運営の原則

第18条 市長等は、市民参加及び情報共有の理念に基づき、公正で透明性の高い、開かれた行政運営を行わなければならない。

2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に関連させ、その整合性に配慮しながら総合かつ計画的な行政運営を行わなければならない。

3 市長等は、行政運営において、法令の解釈及び運用を適正に行わなければならない。この場合において、地方自治の基本理念に基づき、自主的に法令を解釈し、運用することを原則とする。

▽▼▽解 説△▲△

本章では、まちづくりの基本理念や基本原則に基づき、第5章の「市長等の役割と責務」を踏まえ、行政の運営に関する基本的な事項について定めています。

第1項では、第5章の「基本原則」で定める「市民参加」「情報共有」の考え方に基づき、市長等（市長と教育委員会等の執行機関）は、公正で透明性の高い行政運営を行うよう定めています。

第2項では、市長等は、行政運営にあたり、総合計画を最上位とする様々な計画立案のほか、その計画に基づいた財政運営、事業検証や見直しを行う行政評価等の制度を関連付け、それぞれの整合性に配慮しながら継続的で計画的な行政運営を行うよう定めています。

第3項では、憲法や地方自治法にある地方自治の基本理念に基づきながら、自主的な法律解釈と積極的な運用について適正に行っていくよう定めています。



総合計画等

第19条 市は、まちの将来像を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営を進めるため、総合計画を策定しなければならない。

2 各分野の政策及び事業は、総合計画に根拠を置き、常に総合計画との調整を図りながら進捗管理が行われなければならない。

3 市長等は、総合計画の策定に際しては、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、市民の意見を反映させるため、広く市民の参加を求めなければならない。

4 市長等は、総合計画の進行状況について、適切な形で市民に公表しなければならない。

5 総合計画は、経済的、社会的

変化及び新たな行政需要に柔軟に対応できるよう、常に検討及び直しが行われなければならない。

▽▼▽解 説△▲△

「総合計画」は、まちづくりにおける最上位計画として、総合的・計画的に行政運営を行うための基盤となるものです。国では、平成23年の地方自治法改正により、地方自治体における基本構想の策定義務を廃止していますが、総合計画は長期的視点に立つて行政運営を行うために重要なものであることから、この条例において定義しており、第1項では、この条例で総合計画を策定する根拠を示すとともに、議会と市長等による「市」が策定することを義務づけています。

第2項では、各政策や事業を行うにあたっては、総合計画がまちづくりにおける最上位計画であることから、計画と施策との整合性を図り、継続的な進捗管理を行うことを定めています。

第3項では、市長等は、総合計画を策定するにあたって、市民へ積

極的に情報提供を行うほか、策定審議委員等の公募や市民議論及び意見交換の機会を設けるなど、広く市民参加を求めることにより、市民意見を反映するよう定めています。

第4項と第5項では、市長等は、総合計画に基づく施策の進捗について、市民に公表するほか、社会情勢や市民ニーズの変化に柔軟に対応した検討・見直しを行うよう定めています。

※総合計画と自治基本条例の役割
市政運営上の最上位計画である総合計画には、名寄市の政策の基本目標とそれを実現するための施策の方向が定められています。
一方、自治基本条例は、まちづくりの基本となる最高規範として、情報共有や市民参加などのまちづくりの理念や原則、仕組みなどを定めています。いわば、自治基本条例は、総合計画で描くまちの将来像を市民が主体となって実現するための制度、仕組みを定めているものといえます。

財政運営

第20条 市長等は、自立した運営を行うため、自らの判断と責任で財源を確保し、使途を決定する財政自治の原則を守るものとする。

2 市長等は、総合計画の進行状況及び行政評価の結果を踏まえて予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

3 市長等は、予算の編成及び執行に当たって、その内容に関する十分な情報を市民に提供するように努めなければならない。

▽▼▽解 説△▲△

本条では、行政運営の基盤となる財政運営の考え方を定めています。

第1項では、自立した行政運営やまちづくりを行ううえでは、自らの判断と責任による財政運営を行うことが重要であることから、市長等が、自主的な財源を確保し事業の選択と集中による財政自治の原則を守ることを定めています。

第2項では、「総合計画」の進行政管理を継続的に行うとともに、「行政評価」による検証結果を踏まえ、効率的で実効性の高い予算編成を行い、計画的で健全な財政運営に努めるよう定めています。



行政組織

第21条 市の組織は、市民にわかりやすく機能的かつ効率的

なものであると同時に、各部署相互の連携が保たれた柔軟なものとして編成されなければならない。

▽▼▽解 説△▲△

本条では、市の組織が、市民にとってわかりやすく、機能的で効率的な組織機構でなければならないと定めています。

さらに、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対して部署間の横断的な連携を図ることのできる柔軟な組織編成が行われなければならないことを定めています。

行政評価

第22条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を進めるため、行政評価に関する制度を整備し、実施するとともに、その結果を市民に公表しなければならない。この場合において、市長等は、透明性を確保するために外部評価を取り入れるなど、市民の視点を重視しなければならない。

▽▼▽解 説△▲△

本条では、市が推進する施策や事務事業などの進捗及び実施状況を点検する「行政評価」について定めています。

行政評価については、効果的で効率的な行政サービスが提供され、行政運営における透明性の確保が図られる等、市民主体のまちづくりを推進するための重要な制度と位置づけています。また、これまで取組として、総合計画推進市民委員会による外部評価の導入等、市民の視点を重視した制度の充実を図っています。

行政手続

第23条 市長等は、市民の権利及び利益を保護し、公正かつ透明な行政を行うため、行政処分及び行政指導並びに市長等に対する届出に関する手続に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとする。

▽▼▽解 説△▲△

「行政手続」とは、公的な事務処理に関する市民からの請求に対

して、その事務処理の基準を示すことにより、市民の権利利益の保護を図る制度です。たとえば、営業許可の申請があった際、いつまでに回答するのか、許可の基準はどうなっているのかといったことを定めて明らかにするものです。

すでに「名寄市行政手続条例」を施行していますが、市民の権利利益の保護に関わる重要な事項であることから本条例で規定しています。

危機管理体制

第24条 市長等は、市民の生命と生活の安全を確保し、災害等の緊急時には、総合的かつ機能的な活動を実施できるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 市長等は、市民、事業者及び関係機関との連携・協力を図り、災害等に備えなければならない。

▽▼▽解 説△▲△

本条では、市民の生命や財産、日常生活の平穏を守ることは、地方

自治体として重要な使命であることから、危機管理体制について定めています。

第1項では、災害等の不測の事態に備え、組織全体で総合的に対応し、迅速かつ効率的・機能的な活動ができるよう危機管理体制の確立に努めるよう定めています。

第2項では、第1項に示された総合的かつ機能的な活動ができる体制を確立するため、日頃から、町内会をはじめとした地域自治組織のほか、市内の事業者及び関係機関、さらには国・道など様々な組織と連携・協力を図りながら、災害等に備えるよう定めています。

第7章 基本原則による

まちづくりの推進

市民参加制度

第25条 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階において、適切な時期に市民参加の機会を設け、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

2 市長等は、各種委員会、審議会その他の附属機関及びこれに

類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。この場合において、委員等の性別、年齢、住んでいる地域その他の点でバランスのとれた構成になるように努め、市民がその立場や境遇によって不利益を被ることのないようにしなければならない。

3 市長等は、重要な政策決定の過程において市民の意見を反映させるため、公聴会制度及びパブリック・コメント等意見公募制度を設けなければならない。

▽▼▽解 説△▲△

本章では、第2章で示された「5つの基本原則」に基づき、まちづくりを進めていくための具体的な考え方や制度を明らかにしています。

本条では、「市民参加」を保障するための市の役割や方法について定めています。

第1項では、第5条第2項で規定している市民参加を保障する考え方を定めています。市民意見が反映される機会としては、パブリック・コメントや市民説明会、行政評価等が挙げられますが、より市民意見が適切に反映されるよう努めることを定めています。

第2項では、政策の立案や実施、評価等に関する市民参加の場である各種委員会等の委員選任のあり方について定めています。市長等は、選任にあたり、男女比や年齢・地域構成などに配慮し、多様な市民意見に基づく議論ができるよう努めるほか、公平で平等な市民参加となるよう努めることを定めています。

第3項では、広く市民生活に関わる重要な政策決定の過程における市民参加のあり方について定めています。

※「パブリック・コメント」とは、市の重要な政策や計画、市民に義務を課し権利を制限する条例等について、広く市民から意見や情報をいただく制度で、「パブリック・コメント手続条例」で定められています。

※「公聴会」とは、重要な事項を決定する際に、広く利害関係者や学

識経験者などから意見を聞く制度のことで、「名寄市都市計画公聴会規則」等で定められています。

住民投票

第26条 市は、市政に関する重要事項について、住民投票を実施することができるものとし、その結果について尊重しなければならない。

2 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの議案に応じ、別に条例で定める。

3 市長及び市議会議員の選挙権を有する市民は、法令の定めるところにより、住民投票を実施する条例の制定を市長に請求することができる。

▽▼▽解 説△▲△

本条では、市民が直接意思表示を行う制度である住民投票について、基本的な考え方を定めています。

第1項にある「市政に関する重要事項」とは、まちづくりや将来計画に影響を与える政策的判断や、

市民生活に重大な影響を及ぼす事項など、市民に直接その賛否を問う必要がある案件を示しており、ここでは、そのような事項について、住民投票を実施することが

できるものと定めています。また、住民投票の結果については、議会と市長等（市長と教育委員会

等の執行機関）に対して法的拘束力はないものとされていますが、主権者である市民の意思である

という事実に基づき、この結果を尊重するよう定めています。

第2項では、住民投票は、重要事項が生ずる都度、議会の議決を得て実施するものと定めるほか、投票資格や実施に必要な事項などについては、その議案に応じて別に条例で規定することを定めています。

第3項では、地方自治法第74条（市民による条例制定請求権）に基づき、住民投票を実施するための「条例の制定」を市長に対して請求できることを定めており、地方自治法74条では、選挙権を有する者が、その総数の1/50以上の連署によって、条例の制定を

請求することができると規定されています。

情報公開

第27条 市は、市民の知る権利を尊重し、及び説明責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開しなければならない。

▽▼▽解 説△▲△

情報共有（知る権利）を保障するため、市の情報公開に関する考え方と義務を本条で定めています。

第7条の「情報共有（知る権利）」に基づいた市民主体のまちづくりにおいては、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得ることができ、透明性の高い行政運営を確保することが重要であることから、本条では、市が保有する情報の公開に関する市の基本的な姿勢を示しています。

さらに、公文書の開示を求める権利や手続など具体的な事項を条例で定めることを義務づけています。この規定に基づき市では「名寄市情報公開条例」を制定し

情報公開に関する必要な事項を定めています。

情報提供

第28条 市は、情報公開請求の有無にかかわらず、市政に関する重要な情報を、適切な時期に、適切な方法により、市民に積極的に提供しよう努めなければならない。この場合において、市民がその立場や境遇によって不利益を被ることのないようにしなければならない。

▽▼▽解 説△▲△

前条と同様に、情報共有に基づいた市民主体のまちづくりのため、市民に対して迅速で分かりやすい「情報提供」を行うことについて、市の基本的な姿勢を示しています。

これまでも、広報紙、回覧板、ホームページを活用した情報提供のほか、市民説明会、出前講座、会議の公開、会議録の公表等による情報提供が行われてきましたが、本条では、多様な媒体による積極的な情報提供を推進し、市民

が必要とする時に迅速で分かりやすい情報提供に努めることを定めています。

さらに、市が情報提供を行う場合において、市民がその立場や境遇によって不利益を被ることのないよう義務づけています。

個人情報の保護

第29条 市は、市民個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報をも適正に取り扱わなければならない。

▽▼▽解 説△▲△

情報共有に基づくまちづくりにおいては、その個人情報の収集、利用、提供、管理等を適正に取り扱わなければならないことから、本条において、市の基本的な姿勢を示しています。なお、必要な事項については「名寄市個人情報保護条例」に規定し、個人情報の適正な取扱いに関する必要事項を定めているほか、自己に関する個人情報の開示、訂正、削除、利用

停止等を請求する権利等を明記しています。

情報収集及び管理

第30条 市は、市政に関する情報の収集、整理、保存及び管理について、正確かつ適正にこれを行わなければならない。

▽▼▽解 説△▲△

市民が必要とする情報が迅速に提供・公開され、情報共有に基づくまちづくりが進められるためには、市が行う情報管理が適切に行われることが重要であることから、本条では、その収集、整理、保存、管理が正確かつ適正に行われるよう定めています。

市民の学習環境の整備

第31条 市長等は、市民がまちづくりに関する情報を共有し、主体的な活動に生かすことができよう、各地域にまちづくりに関する学習の場を整備しなければならない。

▽▼▽解 説△▲△

市民が相互にまちづくりに関する情報を共有し、主体的に活動を実践することはまちづくりの原点であり、その最も身近な実践の場が地域コミュニティです。本条では、そういった場における市民議論や活動などを通じ、まちづくりに関する情報交換や学習ができる環境および施設などについて、市長等が整備するよう定めています。

まちづくり活動支援

第32条 市長等は、まちづくりにかかわるNPOなどの市民団体と積極的に連携・協力し、支援するよう努めなければならない。

▽▼▽解 説△▲△

地域特性を踏まえたまちづくりのためには、多様な考え方や立場の人々が互いに協力しながら、地域課題の解決に取り組むことができる環境づくりが重要となります。

本条では、まちづくりに関わる多様な団体と積極的に連携・協力し、

その自主性や自立性を尊重しながら、必要な支援を行うよう定めています。

※NPOとは

Non-Profit Organizationの頭文字です。「民間非営利団体」と訳されます。営利を目的とせず社会貢献を目的として活動する民間の団体のことをいいます。一般的には、NPO法人だけではなく、法人格のない市民活動団体やボランティアグループなども含めてNPOと呼ばれています。

コミュニティ支援

第33条 市民及び市は、地域単位の住民活動が自治の重要な担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めなければならない。

2 市民及び市は、コミュニティによるまちづくりを尊重するとともに、その意見をできる限り市政に反映させるよう努めなければならない。

▽▼▽解 説△▲△

町内会やまちづくりにかかわる

ボランティア団体など、住民活動を担う組織は、まちづくりにとつて重要で欠かすことのできない存在です。

本条では、市民及び市がそれぞれにその重要性を認識し、継続的に活動できるよう守り育てていく必要があることを定めるとともに、コミュニティによる活動の自主性と自立性を尊重しながら、市民参加の権利と機会を制度的に保障し、市民の意見が適切に市政に反映されるよう努めることを定めています。

国、他の自治体等との連携・協力

第34条 名寄市は、国、北海道及び近隣の自治体との情報共有と相互理解に立ち、連携・協力して広域的及び共通するまちづくりの課題の解決に努めるものとする。

2 市民及び市は、積極的に海外の自治体及び組織と友好及び連携を深め、そこから得られた有益な情報及び知識をまちづくりに生かすように努めるものとする。

▽▽▽解 説△▲△

本条では、第3条の「基本理念」で示された団体自治の考えに基づき、国、他の自治体等との連携・協力によるまちづくりについて定めています。

第1項では、本市のみでは対応が難しい広域的な課題や国及び他の自治体に共通する課題について、相互に情報共有を図り理解を深めながら、連携協力して解決にあたるよう定めています。

また、第2項では、海外の自治体や組織との関係について、交流により連携を深めることで、まちづくりに必要な先進的事例や考え方を学び、まちづくりに役立てるよう定めています。

■第8章 条例の見直し

条例の検討及び見直し

第35条 市は、この条例の施行から5年以内ごとに、市民の意識や社会状況の変化などを考慮して検討及び見直しを行い、この条例の改正を含めて必要な措置を講ずるものとする。

▽▽▽解 説△▲△

本条では、この条例が時代の実情に即しているかを確認し、その実効性を高めていくため、市民の意見を踏まえ定期的に検討や見直しを行うよう定めています。

その用途を5年以内ごととしています。なお、議会での議決を得て平成22年4月1日から施行しています。

